

議案第2号

教育委員会の権限事務に係る教育長の臨時代理の承認について

教育委員会の権限事務に係る教育長の臨時代理の承認について、次のように定める。

平成20年4月**16日**

沖縄県教育委員会

教育長が議案「技能教育施設の指定の申請等に関する規則の一部を改正する規則」を臨時代理したことについては、沖縄県教育委員会の権限事務の一部を教育長に委任し、又臨時に代理させる規則（昭和47年沖縄県教育委員会規則第5号）第4条第2項の規定により、別紙のとおり承認する。

技能教育施設の指定の申請等に関する規則の一部を改正する規則

技能教育施設の指定の申請等に関する規則（平成9年沖縄県教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第1条中「、第3条第1項第6号及び第6条第2項」を「及び第4条第1項第6号」に改める。

第2条第1項を削り、同条第2項各号列記以外の部分中「前項の」を「省令第1条の規定による」に、「連携措置に係る科目的指定を」を「学校教育法施行令（昭和28年政令第340号。以下「施行令」という。）第33条の2の規定による連携科目等の指定を併せて」に改め、同項第5号中「省令第6条第1項」を「施行令第33条の2」に、「科目的」を「連携科目等」に改め、同項を同条とする。

第3条及び第4条を次のように改める。

（内容変更の届出事項）

第3条 省令第4条第1項第6号の規定により教育委員会に内容変更の届出をしなければならない事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 技能教育施設において技能教育を受けることのできる者の資格
- (2) 技能教育施設の施設及び設備の状況（軽微な変更を除く。）
（連携科目等の追加指定の申請等）

第4条 省令第1条の規定による指定を受けた技能教育施設の設置者は、施行令第34条第2項の規定による連携科目等の追加、変更又は廃止をしようとするときは、次の各号に掲げる申請の区分に応じ、当該各号に定める書類により教育委員会に申請しなければならない。

- (1) 追加指定申請又は指定変更申請 連携科目等（追加指定・指定変更）申請書（第2号様式）及び当該科目に係る第2条第4号から第9号までに掲げる書類
- (2) 指定解除申請 連携科目等指定解除申請書（第3号様式）

第5条中「受けようとする連携措置に係る科目」を「受け、又は追加、変更若しくは廃止をしようとする連携科目等」に改め、「開始」の次に「又は終了」を加える。

第2号様式中「連携科目追加指定申請書」を「連携科目等（追加指定・指定変更）申請書」に、「連携措置に係る科目的追加指定」を「連携科目等の（追加指定・指定変更）」に、
「追加指定申請
科目的名称」を
「科目的名称」に、「技能教育施設における追加指定申請科目的教育に係る施設の状況」を「技能教育施設の施設の状況」に、「技能教育施設における追加指定申請科目的教育に係る設備の状況」を「技能教育施設の設備の状況」に改め、同様式に備考として次のように加える。

- 備考 1 様式中の「（追加指定・指定変更）」については、該当するものに○をすること。
2 「科目的名称」欄には、当該施設における全ての連携科目等（新たに指定を受けようとする科目を含め、廃止しようとする科目は除く。）を記入すること。
3 新たに指定を受けようとする科目について、技能教育施設の指定の申請等に関する規則第2条第4号から第9号までに掲げる書類を添付すること。

第2号様式の次に次の1様式を加える。

第3号様式（第4条関係）

平成 年 月 日

沖縄県教育委員会 殿

設置者の氏名及び住所（法人にあっては名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名及び住所）

回

連携科目等指定解除申請書

技能教育施設の指定の申請等に関する規則第4条の規定による連携科目等の廃止をしたいので、次のとおり指定の解除を申請します。

技能教育施設の名称	
技能教育施設の所在地	
指定の解除を申請する連携科目等	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

規則案の概要説明

県立学校教育課

1 改正の概要及び必要性

(1) 平成12年3月9日付け文初高第457号で「学校教育法施行規則等の一部改正について」の通知文により、「技能教育施設の指定等に関する規則」の一部を改正する省令（平成12年3月8日文部省令第11号）が公布されました。それに伴い、関連する「技能教育施設の指定の申請等に関する規則（平成9年沖縄県教育委員会規則第3号）」が改正されるべきでありましたが、諸般の事情により改正されないまま本年に至つておりました。

そのために、現「技能教育施設の指定の申請等に関する規則（平成9年沖縄県教育委員会規則第3号）」は、「技能教育施設の指定等に関する規則（平成12年3月9日文部省令第11号）」の規定に基づき改正する必要がありますので、規則の一部改正を行いました。

(2) 改正をした主な点

- ① 文部省令第11号に沿った条文の改正
- ② 学校教育施行令第33条の2の新設に伴い、連携科目等の指定等に関する規定を示した。
 - ・ 連携科目等の追加、変更、廃止に係る申請の手続きについて
 - ・ 追加指定又は指定変更に係る申請書（第2号様式）の一部改正
 - ・ 第3号様式「連携科目等指定解除申請書」の新設

2 添付資料

新旧対照表

参考

※技能教育施設における教育

学校教育法第45条の2

高等学校の定時制の課程又は通信制の課程に在学する生徒が、技能教育のための施設で当該施設の所在地の都道府県の教育委員会の指定するものにおいて教育を受けているときは、校長は、文部科学大臣の定めるところにより、当該施設における学習を当該高等学校における教科の一部履修とみなすことができる。

技能教育施設の指定の申請等に関する規則（平成9年沖縄県教育委員会規則第3号）新旧対照表	
改 正 案	現 行
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、技能教育施設の指定等に関する規則（昭和37年文部省令第8号。以下「省令」という。）第1条及び第4条第1項第6号の規定に基づき、技能教育のための施設（以下「技能教育施設」という。）の指定の申請等に関する事項を定めるものとする。</p> <p>(第1項を削る。)</p> <p>(施設指定の申請)</p> <p>第2条 省令第1条の規定による技能教育施設の指定を受けようとする者は、併せて省令第6条第1項の規定による連携措置に係る科目的指定を受けなければならぬ。</p> <p>2 前項の技能教育施設の指定及び連携措置に係る科目的指定を受けようとする者は、技能教育施設指定申請書（第1号様式）に、次の各号に掲げる書類を添えて沖縄県教育委員会（以下「教育委員会」という。）に提出しなければならない。</p> <p>(施設指定の申請)</p> <p>第2条 省令第1条の規定による技能教育施設の指定及び学校教育法施行令（昭和28年政令第340号。以下「施行令」という。）第33条の2の規定による連携科目等の指定を併せて受けようとする者は、技能教育施設指定申請書（第1号様式）に、次の各号に掲げる書類を添えて沖縄県教育委員会（以下「教育委員会」という。）に提出しなければならない。</p> <p>(1) 技能教育施設の建物の配置図及び平面図 (2) 技能教育施設の運営方法を記載した書類 (3) 技能教育施設の年間経費の概要を記載した書類 (4) 技能教育施設において使用する主な教材の名称を記載した書類 (5) 省令第6条第1項の規定による教育委員会の指定を受けようとする科目的内容の概要を記載した書類 (6) 技能教育を担当する者の氏名、担当科目、担当時間数及び履歴（担当科目に関する高等学校の教諭の資格その他の資格及び担当科目に関する実地の経験年数を含む。）を記載した書類 (7) 連携措置をとろうとする高等学校的名称及び所在地並びに課程及び学科の名称を記載した書類 (8) 連携措置をとろうとする高等学校的校長の承諾書 (9) 連携措置をとろうとする高等学校的学科の教育課程を記載した書類 (10) 技能教育を受ける者のうち、高等学校に在学する者がある場合は、当該高等学校の名称及び所在地並びに課程別及び学科別の在籍者数を記載した書類</p>	<p>第1条 この規則は、技能教育施設の指定等に関する規則（昭和37年文部省令第8号。以下「省令」という。）第1条、第3条第1項第6号及び第6条第2項の規定に基づき、技能教育のための施設（以下「技能教育施設」という。）の指定の申請等に関する事項を定めるものとする。</p> <p>(施設指定の申請)</p> <p>第2条 省令第1条の規定による技能教育施設の指定を受けようとする者は、併せて省令第6条第1項の規定を受けた書類</p> <p>2 前項の技能教育施設の指定及び連携措置に係る科目的指定を受けようとする者は、技能教育施設指定申請書（第1号様式）に、次の各号に掲げる書類を添えて沖縄県教育委員会（以下「教育委員会」という。）に提出しなければならない。</p> <p>(1) 技能教育施設の建物の配置図及び平面図 (2) 技能教育施設の運営方法を記載した書類 (3) 技能教育施設の年間経費の概要を記載した書類 (4) 技能教育施設において使用する主な教材の名称を記載した書類 (5) 省令第6条第1項の規定による教育委員会の指定を受けようとする科目的内容の概要を記載した書類 (6) 技能教育を担当する者の氏名、担当科目、担当時間数及び履歴（担当科目に関する高等学校の教諭の資格その他の資格及び担当科目に関する実地の経験年数を含む。）を記載した書類 (7) 連携措置をとろうとする高等学校的名称及び所在地並びに課程及び学科の名称を記載した書類 (8) 連携措置をとろうとする高等学校的校長の承諾書 (9) 連携措置をとろうとする高等学校的学科の教育課程を記載した書類 (10) 技能教育を受ける者のうち、高等学校に在学する者がある場合は、当該高等学校の名称及び所在地並びに課程別及び学科別の在籍者数を記載した書類</p>

(内容変更の届出事項)

第3条 省令第4条第1項第6号の規定により教育委員会に内容変更の届出をしなければならない事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 技能教育施設において技能教育を受けることのできる者の資格

(2) 技能教育施設及び設備の状況（僅微な変更を除く。）

(連携科目等の追加指定の申請等)

第4条 省令第1条の規定による指定を受けた技能教育施設の設置者は、施行令第34条第2項の規定による連携科目等の追加、変更又は廃止をしようとするときは、次の各号に掲げる申請の区分に応じ、当該各号に定める書類により教育委員会に申請しなければならない。

(1) 追加指定申請又は指定変更申請 連携科目等（追加指定・指定変更）申請書
(第2号様式) 及び当該科目に係る第2条第4号から第9号までに掲げる書類

(2) 指定解除申請 連携科目等指定解除申請書（第3号様式）

(申請の期限)

第5条 第2条又は前条の申請は、当該申請により指定を受け、又は追加、変更若しくは廃止をしようとする連携科目等の教育を開始又は終了しようとする日の3月前までにしなければならない。

(委任)

第6条 この規則の施行に関し必要な事項は、教育長が定める。

第1号様式（第2条関係）

(略)

第2号様式（第4条関係）

平成 年 月 日

沖縄県教育委員会 殿

設置者の氏名及び住所（法人にあっては名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名及び住所）

(内容変更の届出事項)

第3条 省令第3条第1項第6号の規定により教育委員会に内容変更の届出をしなければならない事項は、次の各号に掲げる事項とする。

1. 技能教育施設において技能教育を受けることのできる者の資格

2. 技能教育施設及び設備の施設及び設備の状況（僅微な変更を除く。）

(連携措置に係る科目的追加指定の申請)

第4条 省令第1条の規定による指定を受けた技能教育施設の設置者は、当該施設の科目のうち、省令第6条第1項の規定により教育委員会が指定した科目以外の科目について同項の指定を受けようとするときは、連携科目追加指定申請書（第2号様式）に、当該科目に係る第2条第2項第4号から第9号までに掲げる書類を添えて教育委員会に提出しなければならない。

(申請の期限)

第5条 第2条又は前条の申請は、当該申請により指定を受けようとする連携措置に係る科目的教育を開始しようとする日の3月前までにしなければならない。

(委任)

第6条 この規則の施行に関し必要な事項は、教育長が定める。

第1号様式（第2条関係）

(略)

第2号様式（第4条関係）

平成 年 月 日

沖縄県教育委員会 殿

設置者の氏名及び住所（法人にあっては名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名及び住所）

回

連携科目等（追加指定・指定変更）申請書

技能教育施設の指定の申請等に関する規則第4条の規定による連携科目等の（追加指定・指定変更）を受けたいで、関係書類を添えて申請します。

連携科目追加指定申請書

技能教育施設の指定の申請等に関する規則第4条の規定による連携科目等の（追加の追加指定）を受けてみたいので、関係書類を添えて申請します。

技能教育施設の名称							
技能教育施設の所在地							
技能教育の種類	修業年限	科目的名称	年間の指導時間数（時間）			技能教育を受ける者の数	同時に技能教育を受ける者の数
			1年	2年	3年	4年	

（略）

技能教育施設の施設の状況

設備の名称	数	量	構造	面積	専用・共用	備考

技能教育施設における追加指定申請科目の教育に係る設備の状況

設備の名称	数	量	専用・共用	備考

備考 1 様式中の「（追加指定・指定変更）」については、該当するものに○をすること。
2 「科目的名称」欄には、当該施設における全ての連携科目等（新たに指

定を受けようとする科目を含め、廃止しようとする科目は除く。) を記入
すること。

3 新たに指定をうけようとする科目について、技能教育施設の指定の申請等に関する規則第2条第4号から第9号までに掲げる書類を添付すること。

第3号様式（第4条関係）

(新設)

平成 年 月 日

沖縄県教育委員会 殿

設置者の氏名及び住所（法人にあっては名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名及び住所）

国

連携科目等指定解除申請書

技能教育施設の指定の申請等に関する規則第4条の規定による連携科目等の廢止を
したいので、次のとおり指定の解除を申請します。

技 能 教 育 施 設 の 名 称	
技 能 教 育 施 設 の 所 在 地	
指 定 の 解 除 を 申 済 す る 連 携 科 目 等	